

固定資産税の軽減 Q & A

No	質問	回答
1	制度について。	新型コロナウイルスの影響により2020年2月～10月の事業収入が一定以上減少している中小企業者に対して、2021年度の固定資産税(償却資産、事業用家屋)をゼロまたは半分とする制度です。※土地は対象外です。
2	どのような手続き・書類が必要か。	売上や対象となる事業用家屋・償却資産について、認定支援機関等の確認を得た必要書類とともに伊江村へ申告していただきます。
3	申告期限はいつまでか。	申告期限は2021年2月1日です。それまでに認定支援機関等で確認を受け、書類を添えて伊江村役場税務係窓口へ申告する必要があります。
4	認定支援機関等による受付はいつから始まるのか。	既に開始しています。
	認定支援機関等とは。	伊江村商工会、税理士、会計士等です。
5	伊江村への申告はいつからか。	2021年1月から受付スタートし、期限は2021年2月1日です。
6	認定支援機関等に提出する必要書類を教えてください。	①減免申告書、②収入減を証する書類(会計帳簿等)、課税明細書、事業用家屋の事業割合を示す書類(事業用家屋の減免を申請する方のみ)
7	伊江村に提出する書類を教えてください。	認定支援機関等の確認を受けた減免申告書(原本)に加えて、同機関に提出した同じものを提出してください。(コピー可)
8	申告書はどこに置いてあるか。	伊江村ホームページ、伊江村役場税務係窓口、伊江村商工会窓口に用意しています。
9	どのような業種が対象となるのか。	風俗営業法第2条第5項に定める性風俗関連特殊営業を除き、あらゆる業種が対象です。

10	民泊も対象になるか。	対象です。ただし、確定申告者、家屋所有者、納税者が同一である方に限り、事業用家屋の事業割合を示す書類を提出していただきます。一般住宅で民泊をしている方が減免申告をされる場合は一般住宅用地にかかる「一般住宅用地の課税標準の特例措置」が外れることになります。
11	「一般住宅用地の課税標準の特例措置とは」	「一般住宅用地の課税標準の特例措置」は、居住用家屋の土地にかかる軽減措置です。この減免申告により、事業用家屋(宿泊施設)とみなされ住宅用地の特例措置が外れることになります。
12	家屋の事業用割合はどのように示すか。	確定申告書で事業割合を申告していない方は、家屋の見取り図によって使用割合(部屋面積)を示す必要があります。
14	家屋の見取り図はどのようなものか。	別紙(見取り図の例)の様に、作成していただきます。また、民泊を始める際に保健所に提出した物と同じで構いません。
15	2020年中に新たに資産(家屋・償却資産)を取得する予定がある。どうすれば良いか。	減免申告する資産が2021年1月1日時点の資産と一致している必要があります。したがって、新たに資産を取得する予定がある場合は、取得後に申告をするようにしてください。
16	事業収入が一定以上減少しているとは具体的にどのような場合か。	2020年2月～10月のいずれかの連続する3月の事業収入の合計が前年同月と比べて30%以上50%未満減少していた場合は50%軽減、50%以上減少していた場合は全額が免除されます。
17	複数の収入がある場合(A事業、B事業)、A事業のみ事業収入が半減している場合には、A事業のみ対象になるか。	事業毎のカウントはできません。収入減少の判定は1つの企業、1つの個人で行う事業収入の合計額で比較します。このため、A事業とB事業の合算した事業収入が一定程度減少していることが要件となります。
18	開業間もない場合など、2019年の2月～10月の事業収入が無い場合は対象となるか。	2019年の2月～10月との比較ができない場合は対象外となります。2019年7月までに事業を始めた方は、対象となります。
19	対象期間中に廃業している場合は対象か。	廃業している事業所は対象外です。
20	該当する期間が3月に満たない場合はどうなるか。	対象外です。
21	償却資産の申告をしていない方はどうなるか。	申請の際に償却資産申告書、明細書も提出していただきます。

